（勤１）

役員報酬規程

（総則）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人キッズドア（以下「本法人」という。）の定款第18条第３項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

（報酬）

第２条　本法人の役員には定款第18条第１項に基づき、その総数の３分の１以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

２　役員報酬の支給対象者及び支給限度額は、総会の決議によって定める。

３　本法人は、支給対象の役員に対し、前項に基づき決定した報酬総額の限度内で、理事会で決議した額を支給する。

４　役員報酬の支給対象者及び支給額の決定にあたっては、当該役員の職務内容、経験、能力、本法人の財務状況及び同様の事業規模を有する他法人における状況等を総合的に勘案した上で、過大な支給とならないよう留意しなければならない。

（報酬の支払方法）

第３条　役員に対する報酬は、正職員への賃金の支払方法に準じて支払うものとする。

（費用弁償）

第４条　本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

（施行期日）

第１条　この規程は、令和２年３月19日から施行する。

第２条　この規程の一部を令和４年６月 22 日に改訂し、令和４年４月１日に遡って実施する。

第３条　この規程の一部を令和７年６月 23 日に改訂し、令和７年４月１日に遡って実施する。

（勤２）

賃金規程

第１章　総則

（適用範囲）

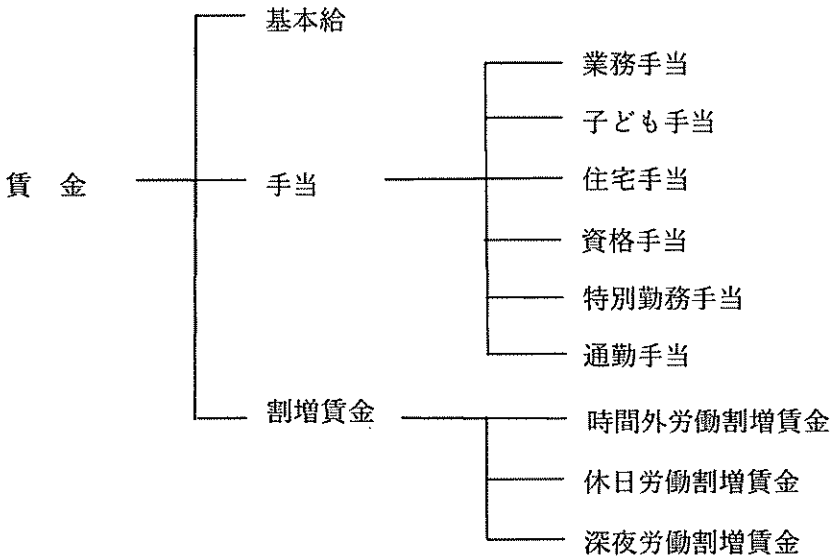
第１条　この賃金規程（以下「規程」という。）は、就業規則に基づき、特定非営利活動法人キッズドア（以下「法人」という。）の正職員に適用する。

２　契約職員及び非常勤職員の賃金に関する事項については、別に定めるところによる。

第２章　賃金

（賃金の構成）

第２条　賃金の構成は、次のとおりとする。



（基本給）

第３条　基本給は、別表「基本給表」の等級別・号俸別の基本給額から、本人の職務内容、技能、勤務成績等を考慮して各人別に決定する。

（業務手当）

第４条　業務手当は、一賃金支払期において 10 時間分の時間外労働があったものとみなして、時間外労働割増賃金の代わりとして支給する。

２　短時間職員については、第 10 条に基づき計算される業務手当を支給する。

３　月の中途で採用又は退職した職員については第 15 条第２項に基づき計算される業務手当を支給する。

４　前３項は、就業規則第 24 条に該当する者には適用しない。

（子ども手当）

第５条　子ども手当は、子（高校卒業まで）を養育している職員に対して、子１人につき月額 10,000 円を支給する。

（住宅手当）

第６条　住宅手当は、本人又は配偶者（内縁含む）が契約する賃貸物件に居住する職員に対して、以下のとおり支給する。

月額家賃（管理費・共益費含む）が 10 万円以上	22,000 円
月額家賃が 3 万円以上 10 万円未満	17,000 円

２　前項は、就業規則第 24 条に該当する者には適用しない。

（資格手当）

第７条　資格手当は、次の資格を有する者の中から、業務の必要性等を考慮して法人が定める支給要件に該当する職員に支給する。なお、同一分類において複数の資格を有する場合であっても、単一の額を支給する。

保育士又は幼稚園教諭免許	月額　10,000 円
教員免許	月額　15,000 円
社会福祉士	月額　20,000 円
精神保健福祉士	月額　20,000 円
公認心理師又は臨床心理士	月額　20,000 円
衛生管理者	月額　10,000 円
弁護士	月額　25,000 円

２　前項は、就業規則第 24 条に該当する者には適用しない。

（特別勤務手当）

第８条　特別勤務手当は、学習会の運営等の業務の必要性から、次の各号のいずれかの勤務を行うことが必要となる職員に対して、月額 10,000 円を支給する。

①　週 3 日以上 20 時以降まで勤務

②　週 2 日以上 20 時以降まで勤務、かつ、土曜日及び日曜日に毎週一日以上勤務

2　前項は、就業規則第24条に該当する者（等級がオレンジの役割を担う職員を除く。）には適用しない。

（通勤手当）

第９条　通勤手当は、月額10万円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

2　前項の手当額は、法人が最も合理的かつ経済的であると認めた通勤の経路及び方法による１日分の交通費に出勤した日数を乗じて得た額（1か月定期代を上限）とする。

（短時間職員の賃金）

第10条　短時間職員の基本給、業務手当、資格手当及び特別勤務手当については、第３条、第４条第１項、第７条及び第８条の規定にかかわらず、次の支給率を乗じた額とする。

		１日の標準労働時間			
		８時間	７時間12分	７時間	６時間
週の所定勤務日数	週５日	—	0.9	—	—
	週４日	0.8	—	0.7	0.6
	週３日	0.6	—	—	—

（割増賃金）

第11条　清算期間における所定総労働時間を超える労働（以下、「時間外労働」という。）に対する割増賃金率は以下のとおりとする。この場合の１か月は毎月１日を起算日とする。

①　月間時間外労働６０時間以下　　２５％

②　月間時間外労働６０時間超（ただし①に該当する時間は除く）　　５０％

2　時間外労働割増賃金は、通常職員については一賃金支払期において10時間を超える時間外労働があった場合、短時間職員については一賃金支払期において10時間に第10条の支給率を乗じた時間数を超える時間外労働があった場合に、その超えた時間に対して以下によって計算される額を支給する。

①　前項①に該当する部分

$$\frac{\text{基本給＋資格手当＋特別勤務手当}}{\text{１か月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

②　前項②に該当する部分

基本給＋資格手当＋特別勤務手当

$$\frac{}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.50 \times \text{時間外労働の時間数}$$

3　休日労働割増賃金は、法定休日に労働させた場合に次の算式で計算した額を支給する。

$$\frac{\text{基本給＋資格手当＋特別勤務手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

4　深夜労働割増賃金は、午後10時から午前5時までの間に労働させた場合に次の算式で計算した額を支給する。

$$\frac{\text{基本給＋資格手当＋特別勤務手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

5　1か月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。ただし、年間とは4月1日から翌年3月31日までの1年度をいう。また閏年度の場合は、次の式の365を366に置き換える。

$$\frac{(365-\text{年間休日日数}) \times 1\text{日の所定労働時間}}{12}$$

6　第1項、第2項、第3項の規定は、就業規則第24条に該当する者には適用しない。

（休暇等の賃金）

第12条　年次有給休暇、慶弔休暇及び夏季休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

2　産前産後の休業期間、母性健康管理のための時間、育児時間、生理休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間、子の看護等休暇期間及び介護休暇期間、公民権行使の時間、裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。

3　就業規則第11条に定める休職期間中は、賃金を支給しない。

（臨時休業の賃金）

第13条　法人側の都合により、所定労働日に職員を休業させた場合は、休業1日につき労基法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあっては、その日の賃金については労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

（欠勤等の扱い）

第14条　欠勤及び私用外出については、次の算式により計算した額を基本給及び手当から控除する。

$$\frac{\text{基本給＋資格手当＋特別勤務手当}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}} \times \text{欠勤及び私用外出の時間数}$$

（賃金の計算期間及び支払日）

第 15 条　賃金は、毎月末日に締め切って計算し、翌月 25 日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休日に当たる場合は、その直前の営業日に繰り上げて支払う。

2　前項の計算期間の中途で採用された職員又は退職した職員の月額の賃金は、次の算式により計算した額とする。

$$\frac{\text{基本給＋業務手当＋資格手当＋住宅手当＋子ども手当＋特別勤務手当}}{\text{1か月の平均所定労働日数}} \times \text{出勤日}$$

（賃金の控除）

第 16 条　次に掲げるものは、賃金から控除する。

①　源泉所得税

②　住民税

③　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

④　労基協定にて締結したもの

（昇給・降給）

第 17 条　昇給は、勤務成績その他が良好な職員（役員を除く。）について、毎年 4 月 1 日に行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は、行わないことがある。

2　降給は、勤務成績その他が特に不良な職員（役員を除く。）について、 毎年 4 月 1 日に行うものとする。

3　昇給額及び降給額は、別途定める「等級・考課規程」に基づいて各人ごとに決定する。

（生活応援金）

第 18 条　生活応援金は、原則として、下記の時期に在籍した職員に対し、下記の支給日（支給日が休日に当たる場合は、その前日）に支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

2　支給額は、1 回あたり「基本給＋業務手当」の 1 か月分を基本とし、勤務成績その他に応じて基本額の 20%を限度に増額又は減額を行う。

支給日	支給対象者	算定期間	支給率

6月15日	6月1日在籍者	12月～5月	算定期間中在籍月数／6
12月15日	12月1日在籍者	6月～11月	

附　則

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

第２条　この規程の一部を改訂し、令和５年７月１日から実施する。

第３条　この規程の一部を改訂し、令和５年10月１日から実施する。

第４条　この規程の一部を改訂し、令和６年４月１日から実施する。

第５条　令和６年９月20日に附則に本条を追加し、令和７年４月１日から実施する。

２　令和７年３月31日において、附則第３条による改訂後の第７条に掲げる資格（支給要件に該当する職員の有する資格に限る。）以外の資格（以下「対象外資格」という。）に基づく資格手当が支給されている職員の次の各号に掲げる期日における賃金の取扱いについては、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

①　令和７年４月１日

ア　対象外資格に基づく資格手当の２分の１の額を減額するとともに、減額分の２分の１の額に相当する額を上回るよう、基本給の号俸を引き上げる（最高号俸を上限とする）。

イ　令和７年４月１日以降の基本月額（基本給、業務手当及び資格手当をいう。以下同じ。）が令和７年３月31日の基本月額を下回る場合には、当該基本月額との差額を調整額として支給する。

ウ　イの調整額が支給される場合においては、本則（第３条を除く。）中、「基本給」とあるのは「基本給及び調整額」と読み替えるものとする。

②　令和８年４月１日

ア　対象外資格に基づく資格手当を廃止するとともに、廃止分の２分の１の額に相当する額を上回るよう、基本給の号俸を引き上げる（最高号俸を上限とする）。

イ　令和８年４月１日以降の基本月額が令和７年３月31日の基本月額を下回る場合には、当該基本月額との差額を調整額として支給する。

ウ　イの調整額が支給される場合においては、本則（第３条を除く。）中、「基本給」とあるのは「基本給及び調整額」と読み替えるものとする。

第６条　この規程の一部を令和７年２月28日に改訂し、令和７年４月１日から実施する。

第７条　この規程の一部を令和７年３月21日に改訂し、令和７年４月１日から実施する。

第８条　この規程の一部を令和７年５月１日に改訂し、令和７年４月１日に遡って実施する。

第９条　この規程の一部を令和７年５月 15 日に改訂し、令和７年４月１日に遡って実施する。

第 10 条　この規程の一部を令和８年２月 20 日に改訂し、令和８年４月１日から実施する。

別表　「基本給表」

○幹部職

号俸	基本給
1	480,000
2	550,000

○管理職

等級：レッド		等級：オレンジ		等級：パープル	
号俸	基本給	号俸	基本給	号俸	基本給
R1	380,000	O1	350,000	P1	330,000
R2	390,000	O2	360,000	P2	340,000
R3	400,000			P3	350,000
				P4	360,000
				P5	370,000
				P6	380,000

○一般職

等級：イエロー			
Y1	232,300	Y18	266,300
Y2	234,300	Y19	268,300
Y3	236,300	Y20	270,300
Y4	238,300	Y21	272,300
Y5	240,300	Y22	274,300
Y6	242,300	Y23	276,300
Y7	244,300	Y24	276,700
Y8	246,300	Y25	277,100
Y9	248,300	Y26	277,500
Y10	250,300	Y27	277,900
Y11	252,300	Y28	278,300
Y12	254,300	Y29	278,700
Y13	256,300	Y30	279,100
Y14	258,300	Y31	279,500
Y15	260,300	Y32	279,900
Y16	262,300	Y33	280,300
Y17	264,300	Y34	280,700

等級：ホワイト			
W1	211,300	W18	226,700
W2	212,300	W19	226,900
W3	213,300	W20	227,100
W4	214,300	W21	227,300
W5	215,300	W22	227,500
W6	216,300	W23	227,700
W7	217,300	W24	227,900
W8	218,300	W25	228,100
W9	219,300	W26	228,300
W10	220,300	W27	228,500
W11	221,300	W28	228,700
W12	222,300	W29	228,900
W13	223,300	W30	229,100
W14	224,300	W31	229,300
W15	225,300	W32	229,500
W16	226,300	W33	229,700
W17	226,500	W34	229,900

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人キッズドア	事業年度	令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

1　資金に関する事項［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第１項各号に対応しています。以下同じです。

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	184,000 円
受取寄附金	508,979,883 円
受取国庫助成金	246,914,401 円
受取民間助成金	183,956,278 円
自主事業収益	60,680 円
請負事業収益	420,598,189 円
受取利息	552,905 円
雑収益	775,369 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	1,362,021,705 円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3)　その他

なし

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		211,065,091 円	ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業受託
		86,910,513 円	学習支援事業受託料
		79,361,622 円	学習支援事業受託料
		74,054,092 円	学習支援事業受託料
		50,240,740 円	学習支援事業受託料

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		22,060,938 円	支援用食料品費
		21,688,910 円	支援用食料品費
		18,115,920 円	広報活動費
		15,958,486 円	家賃、光熱費
		11,944,360 円	支援用消耗品費

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		広報業務委託料支払い	R7.4.1~R8.3.31	2,400,000 円	業務委託契約書に基づく
		ファンドレイジングアドバイザー業務委託料 支払い	R7.4.1~R8.3.31	2,400,000 円	業務委託契約書に基づく
		広報業務委託料支払い	R7.4.1~R8.3.31	1,715,900 円	業務委託契約書に基づく
		こども家庭庁助成事業資金分配先選定審査員謝金支払い	R8.2.24	27,819 円	謝金規程による
		IT サポート業務委託料及び複合機印刷代支払いほか	R7.4.1~R8.3.31	3,700,414 円	業務委託契約書に基づく請求書による
		体験施設利用料、複合機等のリース料 支払い	R8.3.21･22 R7.4.1~R8.3.31	2,641,152 円	請求書による
		PC レンタル料支払い	R7.4.1~R8.3.31	1,518,900 円	請求書による
		寄付決済システム利用料・寄付決済手数料 支払い	R7.4.1~R8.3.31	1,364,299 円	利用規約に基づく
		支援物資集荷搬送費 支払い	R7.4.1~R8.3.31	946,410 円	請求書による
		学習アプリ利用料支払い	R7.4.1~R8.3.31	592,895 円	請求書による
		体験施設利用料ほか 支払い	R8.3.21･22	555,584 円	請求書による

[redacted]	学習会強化合宿 講師料 支払い	R7.7.23~R7.7.25	181,819 円	業務委託契約書に基づく
	クラブメンバー会費 支払い	R7.4.1~R8.3.31	120,000 円	請求書による
	マルチセクターダイアログ参加費等 支払い	R7.5.1~R8.3.31	18,184 円	請求書による
	寄付決済手数料 支払い	R7.4.1~R8.3.31	13,897 円	利用規約に基づく
	キッズドア チャリティパーティ 参加会費 受取り	R7.6.18	27,273 円	案内書による
			27,273 円	
			27,273 円	
			27,273 円	
			27,273 円	
			245,455 円	
			54,546 円	
			54,546 円	
			709,098 円	
	奨学金支給等に 関連する業務受託料 受取り	R7.4.1~R8.3.31	6,363,637 円	業務委託契約書に基づく

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
[redacted]	20,000円	R7.4.21
	20,000円	R7.5.20
	20,000円	R7.6.20
	20,000円	R7.7.22
	20,000円	R7.8.20
	300,000円	R7.8.29
	20,000円	R7.9.22
	20,000円	R7.10.20
	20,000円	R7.11.20
	20,000円	R7.12.22
	20,000円	R8.1.20
	20,000円	R8.2.20
	20,000円	R8.3.23
	500,000円	R7.7.1

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額
[redacted]			報酬	R7.4.1~R8.3.31	2,640,000 円
			給与	R7.4.1~R8.3.31	6,460,000 円
			報酬	R7.6.23~R8.3.31	550,000 円
			給与	R7.6.23~R8.3.31	5,500,000 円
			給与	R7.4.1~R8.3.31	3,648,000 円
			給与	R7.4.1~R8.3.31	[redacted]
			給与	R7.4.1~R8.3.31	
			給与	R7.4.1~R7.6.22 役員就任	
			給与	R7.4.1~R8.3.31	
			給与	R7.4.1~R7.9.30 中途退職	
			給与	R7.4.1~R7.12.31 中途退職	

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集　計　期　間	令和７年４月１日　～　令和８年３月３１日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
452 人	476,129,045 円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住　　所　　等	支出年月日	支　給　金　額	寄附の目的等
[redacted]		令和７年 ８月 12 日	2,298,000 円	こども家庭庁 （令和７年度） ひとり親家庭等 のこどもの 食事等支援事業
		令和７年 ８月 12 日	532,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	1,550,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	381,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	2,706,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	2,738,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	2,710,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	875,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	2,966,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	2,990,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	2,654,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	2,831,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	720,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	478,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	1,307,000 円	
		令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	

[redacted]	令和７年 ８月 12 日	2,617,000 円	こども家庭庁 (令和７年度) ひとり親家庭等 のこどもの 食事等支援事業
	令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	1,062,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	1,394,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	2,993,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	896,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	2,800,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	2,646,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	1,530,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	446,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	2,570,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	805,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	2,284,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	2,538,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	1,956,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	2,986,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	963,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	

[redacted]	令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	こども家庭庁 （令和７年度） ひとり親家庭等 のこどもの 食事等支援事業
	令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 12 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	1,380,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	1,872,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,150,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,020,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	900,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	1,022,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,978,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	1,225,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,990,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,121,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,989,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	

[redacted]	令和７年 ８月 13 日	3,000,000 円	こども家庭庁 （令和７年度） ひとり親家庭等 のこどもの 食事等支援事業
	令和７年 ８月 13 日	2,662,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,705,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,058,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	1,588,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	1,000,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	2,200,000 円	
	令和７年 ８月 13 日	1,739,000 円	
	令和７年 10 月 17 日	10,102,449 円	[redacted] 困難を抱える 高校生世代の セーフティネット 構築事業
	令和７年 10 月 17 日	3,246,149 円	
	令和７年 10 月 29 日	7,390,140 円	
	令和７年 11 月 21 日	8,855,500 円	
	令和８年 ３月９日	364,000 円	こども家庭庁 （令和７年度 補正予算分） ひとり親家庭等の こどもの食事等 支援事業
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	115,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	480,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	

[redacted]	令和８年 ３月９日	100,000 円	こども家庭庁 （令和７年度 補正予算分） ひとり親家庭等の こどもの食事等 支援事業
	令和８年 ３月９日	480,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	420,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	200,000 円	
	令和８年 ３月９日	453,000 円	
	令和８年 ３月９日	199,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	260,000 円	
	令和８年 ３月９日	416,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	475,000 円	
	令和８年 ３月９日	235,000 円	
	令和８年 ３月９日	162,000 円	
	令和８年 ３月９日	321,000 円	

[redacted]	令和８年 ３月９日	499,000 円	こども家庭庁 （令和７年度 補正予算分） ひとり親家庭等の こどもの食事等 支援事業
	令和８年 ３月９日	490,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	380,000 円	
	令和８年 ３月９日	500,000 円	
	令和８年 ３月９日	476,000 円	
	令和８年 ３月９日	165,000 円	
	令和８年 ３月１日	100,000 円	[redacted] 「ブリッジ基金 進学応援奨学金 2025」
	令和８年 ３月１日	100,000 円	
	令和８年 ３月１日	100,000 円	
	令和８年 ３月１日	100,000 円	[redacted] 「中学で部活を 諦めない！ 奨学金」
	令和８年 ３月１日	100,000 円	
	令和８年 ３月１日	100,000 円	
	令和８年 ３月１日	50,000 円	
	令和８年 ３月１日	50,000 円	
	令和８年 ３月１日	50,000 円	
	令和８年 ３月１日	50,000 円	

[redacted]		令和８年 ３月１日	50,000 円	
		令和８年 ３月１日	50,000 円	
		令和８年 ３月１日	50,000 円	
		合　計	207,555,238 円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額
なし		

書式第７号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人キッズドア	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和　7年　4月　1日～ 令和　8年　3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
ⓑ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人キッズドア	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		９人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		０人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		０人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況 ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
渡邉　由美子	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成 21 年 10 月 5 日就任
肘井　哲也		理事		○							平成 21 年 10 月 5 日就任
山口　櫻 エリーサ		理事		○							平成 21 年 10 月 5 日就任
正直　友理		理事		○							令和元年６月 21 日就任
福田　雄彦		理事		○							令和３年10月 14 日就任
児野　昭彦		理事		○							令和５年６月 23 日就任
松島　訓弘		理事		○							令和元年６月 21 日～ 令和７年６月 23 日退任

永野　良弥	[redacted]	理事	[redacted]	○							令和７年６月23日就任
内山　浩人		監事		○							令和４年３月18日就任
富永　貴雄		監事		○							令和４年９月８日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第９号（法第４４条・５１条・５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人キッズドア

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（freee 会計）使用。	適時	７年
仕訳帳	会計ソフト（freee 会計）使用。	適時	７年
固定資産台帳	会計ソフト（freee 会計）使用。	年１回	７年
給与台帳	給与ソフト（freee 会計）使用。	月１回	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人キッズドア	チェック欄
４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第１３号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人キッズドア	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✓

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 **※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。**	同　意	
	(する)	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人キッズドア

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	平成　年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人キッズドア	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✓

１　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

二　暴力団の構成員等 (注2)

２　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

３　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

６　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
二	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注１）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注２）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)